

条例案に関するパブコメ結果について

意見の提出件数：6件（平成17年4月1日～4月30日）

内訳：電子メール	1件
ファクシミリ	2件
説明会	2件
意見書	1件

電子アンケート（平成17年4月22日～4月30日）

対象：県政参画電子アンケート会員 89人（回収率51.1%、会員174名）

* 県民室が県政アンケートを行うために募集し委嘱した者

主な提出意見

小規模施設（廃棄物処理法の設置許可対象外施設）について、排出事業者の自家処理施設は除いて、処理業者のみを対象とするのは不公平。

廃棄物処理法で許可（設置許可・業許可）が必要なものをそのまま対象としたもの条例によって許可手続きが難しくなるのではないか。

広告、縦覧等の新たな手続を規定する一方、県による指導助言、調整制度を規定感情的に反対する人がいる場合、同意が得られないがどうなるのか。

事業者が十分な対応をした場合、合理的な理由がなく反対する者がいても条例手続を終了することが可能であり、許可申請できる

住民が賛否の意思表示をせず、後で反対を表明した場合、了解したものとみなすのか。

実施状況報告に対する通知の時点で反対が認められれば、理解が得られていないと判断。意見の調整の終了後の反対表明は、条例手続は終了しているため無効「意見の調整」と「あっせん」の違いは何か。

許可権者である県によるあっせん規定は削除し、意見の調整により理解の促進を図る勧告・公表を受けた者について、県は許可申請を拒否するのか。

事前手続を終了せず許可申請が行われた場合は申請を却下

不適正処理の原状回復に係る基金等制度は条例になじまない。業者の負担金には反対。

基金は継続協議。事故対応費用の整備努力を規定

電子アンケートの結果

条例制定の目的・・・・・・・・・・・・・ 適当 73%、適当だが内容不十分 20%

条例の対象施設・・・・・・・・・・・・・ 適当 77%、追加すべき 5%

事業者が行う手続き内容・・・・・・・・・・ 適当 82%、不足 8%

県が行う調整、あっせん行為・・・・・・・・ 適当 83%、不足 8%

許可権者である県によるあっせん行為は行わない

あっせん打切り・・・・・・・・・・・・・ 適当 51%、他の方法を考えるべき 42%

意見の調整について、事業者の対応が十分である場合、終結できることとした

勧告・公表の措置・・・・・・・・・・・・・ 適当 63%、もっと厳しく 36%

基金制度・・・・・・・・・・・・・ 必要 71%、不十分 12%